

●件名

【茨城県よりのお知らせ】2月21日及び3月7日からの営業時間短縮要請に係る協力金の受付を開始しました（申請期限：4月30日）。

●本文

※このメールはいばらきアマビエちゃんに登録している事業者に対して送信しています。

茨城県では、国のまん延防止等重点措置の適用に伴い、県内すべての飲食店等に対して営業時間の短縮等を要請しております。

2月21日から3月6日まで及び3月7日から3月21日までのまん延防止延長に伴う時短要請に係る協力金の申請受付を3月11日（金）から開始したのでお知らせいたします。

※1月27日から2月20日までの要請分の協力金は2月14日から受付を開始しています。

該当する事業者の方は、以下のホームページから申請方法を確認の上、忘れずに申請いただくようお願いします。

申請の際は、便利な電子申請をご利用ください。

https://www.pref.ibaraki.jp/sangyo/chusho/kikaku/r4_1_jitan_kyoryokukin.html

=====
・2月20日までの協力金と2月21日以降の協力金を一括で申請いただけますが、要請当初酒類の提供を停止していた店舗が要請期間の延長後は酒類を提供するなど、要請期間ごとに対応を変更する場合はそれぞれの期間を分割で申請してください。

・営業時間短縮要請期間中は、営業時間短縮の取組状況を確認するための夜間見回りを実施しております。営業時間短縮を要請している時間に営業していることを確認した店舗から協力金の申請があった場合は、厳正に対処いたしますのでご注意ください。

=====

【お問合せ】

●茨城県営業時間短縮要請協力金問合せ窓口

電話番号：029-301-5393（平日9：00～17：00）